

(別紙)

燕・弥彦総合事務組合「週休2日取得モデル工事」(令和6年4月試行)実施要領【土木工事等】

1 目的

建設産業においては、週休2日(4週8休相当)^{※1}の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日(4週8休相当)を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 週休2日(4週8休相当)とは、対象期間(年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く)の28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 発注方式

(1) 発注者指定型

発注者が工事を「週休2日取得モデル工事」に指定して発注する方式。発注者指定型の場合は、受注者は4週8休相当以上の現場閉所に取り組むものとする。

(2) 受注者希望型

工事着手前に受注者が「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨を発注者に協議し、4週8休相当以上の現場閉所に取り組む工事。

3 適用日及び概要

令和6年4月1日以降に入札の公告又は入札の通知(通常型指名競争入札の場合)を行う工事で、現場閉所による週休2日取得が可能と判断できる土木工事に適用する。

発注者指定型及び受注者希望型の概要は下表のとおり。

	発注者指定型	受注者希望型
対象工事	原則、入札の公告又は入札の通知(通常型指名競争入札の場合)を行う工事	契約後に受発注者協議により、現場閉所に取り組むこととなった工事
補正方法	当初設計書に「4週8休相当以上」の補正を行い、「4週8休相当以上」の現場閉所を達成できない場合は、設計変更により減額変更する。	「4週8休相当以上」の現場閉所を達成した場合は、設計変更により増額変更する。
特記仕様書	「発注者指定型」の特記仕様書を添付する。	「受注者希望型」の特記仕様書を変更設計図書に添付する。

4 試行対象工事及び試行対象外工事

(1) 試行対象工事

原則、入札の公告又は入札の通知(通常型指名競争入札の場合)を行う工事で、現場閉所による週休2日取得が可能と判断できる土木工事を対象とする。

(2) 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事。
- (3) 1月以降に公告を行う単年度工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」制度に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が「工事目的を達成できる」と判断できる場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。

(例) 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために試行対象外として発注した工事について、受注者からの提案により工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

5 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

(1) 工事現場について

ア 原則、対象工事現場において、完全週休2日※²の現場閉所※³を確保することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

イ ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日（4週8休相当以上）の現場閉所を確保するものとする。

※2 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

※3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 技術者について

対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日（4週8休相当）を確保するものとする（内業のみの日も勤務日として扱う。）

6 試行の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、技術者（下水道）とする。

(1) 工事発注時（発注者指定型）

ア 発注者は、「4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に乗じて予定価格を算出する。補正係数は以下のとおり。

【4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合の補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料） : 1.04

- ・ 共通仮設費率 ： 1. 0 4
- ・ 現場管理費率 ： 1. 0 6
- ・ 市場単価 ： 「市場単価補正係数の一覧表」（別紙１）による

イ 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、公告文書にその旨を記載し、設計図書に『燕市「週休２日取得モデル工事」発注者指定型特記仕様書』（別紙２）を添付する。

（２）工事契約後の初回打合せ

ア 発注者指定型

（ア）契約後速やかに「週休２日取得モデル工事」発注者指定型であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認する。

（イ）課題がある場合は打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

イ 試行対象外工事（受注者希望型）

（ア）受注者は、「週休２日取得モデル工事」を希望する場合は、契約後速やかに打合せ簿により監督員と協議を行う。

（イ）協議が整った場合は、『燕市「週休２日取得モデル工事」受注者希望型特記仕様書』（別紙３）により実施する。

（３）初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休２日の取得が確認できる工程表※４（任意様式）を監督員へ提出する。

工事現場及び技術者ともに４週８休相当以上の計画とする。

※４ 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないこと。また「週休２日取得モデル工事」の実施は繰越理由にならないので留意すること。

イ 受注者は、工事現場において「週休２日取得モデル工事」である旨（任意様式）を公衆の見やすい場所に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 監督員は、必要に応じ受注者と休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、速やかに監督員へ提出する。

カ 監督員は、工事現場及び技術者の週休２日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数 (b) $\geq$ 実施対象期間 (a) ※⁵から算出される現場閉所日数
 (= 実施対象期間 (a) $\times 8 / 28$)

※5 実施対象期間 (a) とは、現場着手日※⁶から現場完了日※⁷のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等※⁸を除いた期間をいう。

※6 現場着手日とは、工事現場で直接工事費に計上される作業に着手した日をいう。

※7 現場完了日とは、工事現場で直接工事費に計上される全ての作業が完了した日をいう。

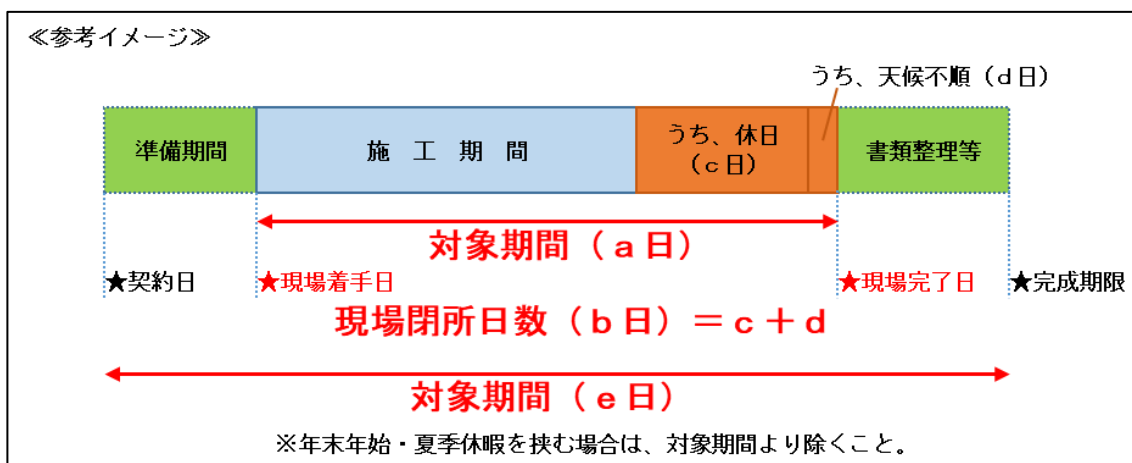
※8 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、以下の期間が含まれる。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【技術者の確認方法】

対象者休日取得日数 $\geq$ 実施対象期間 (e) ※⁹から算出される対象者休日日数
 (= 実施対象期間 (e) $\times 8 / 28$)

※9 実施対象期間 (e) とは、契約日から完成期限のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう。



・準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、契約日から直接工事費に計上される作業に着手するまでの期間をいう。

・施工期間とは、直接工事費に計上される全ての作業の実施に必要な期間をいう。

【留意事項】

① 工事着手前

・「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

② 工事着手後

・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

③ その他

・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

（４）設計変更

監督員は、「４週８休相当以上の休日確保を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に以下の補正係数を乗じる。現場閉所が４週８休相当未満の場合は、補正を行わない。

補正係数の一覧表

	４週８休相当以上
労務費	１．０５
機械経費（賃料）	１．０４
共通仮設費率	１．０４
現場管理費率	１．０６
市場単価	別紙１「市場単価補正係数の一覧表」による。

※ 厚生労働省の諸経費体系を適用する工事は、当該設計書の諸経費体系に示す年度の「水道施設整備費に係る歩掛表」の補正係数を乗じるものとする。

(5) 竣工検査

ア 受注者は、上記 6 (3) オで監督員に提出済みの「工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）」（写し）を竣工書類に添付する。

イ 監督員及び担当係長等は、以下のように加点を行う（発注者指定型・受注者希望型ともに同様）。

※ 4 週 8 休相当以上の達成のみが加点対象となるため、留意すること。

① 技術者が 4 週 8 休相当以上の休日を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

② 工事現場が 4 週 8 休相当以上の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

③ 技術者又は工事現場のどちらかのみが 4 週 8 休相当以上を達成した場合、対象項目のみを加点評価する。

④ 技術者及び工事現場ともに 4 週 8 休相当以上を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方を加点評価する。

工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫（監督員）	社会性（担当係長等）	合計得点
技術者が 4 週 8 休相当以上の休日を取得した場合	工事現場が 4 週 8 休相当以上の現場閉所を行った場合	
+ 1. 2 点	+ 1. 0 点	+ 2. 2 点